

## 令和5年度 第1回大田区障がい者施策推進会議 議事録（要旨）

日 時：令和5年6月1日（木）13時30分から15時00分まで

出席者：荒木委員、安齋委員、石渡委員、伊藤委員、川崎委員、閑製委員、菊地委員、小堀委員、鈴木委員、征矢委員、高橋委員、中越委員、中原委員、名川委員、濱野委員、星山委員、堀江委員、宮澤委員、宮田委員、山口委員（書面参加者を含む 五十音順）

### 1 開会

- (1) 会長挨拶
- (2) 福祉部長挨拶
- (3) 事務連絡（配布資料等確認）

### 2 議題

- (1) 現行「おおた障がい施策推進プラン」の進捗状況について（令和4年度実績）  
資料1 「おおた障がい施策推進プラン」の進捗状況報告書について、事務局から説明

川崎委員：

1点目は、資料7ページ「6 相談支援体制の充実・強化」について、精神障害者相談員が、現状だと「身体・知的障害者相談員等」の「等」に含まれると思われるのだが、令和4年度から相談員に加わっているため、明記をお願いしたい。

2点目は、資料15ページ「2-1 相談支援体制の充実」について、相談内容は多岐にわたっており、多職種・多機関の連携をぜひ進めていただきたい。

障害福祉課長：

1点目の精神障害者相談員については、令和4年度からご協力をいただいているため次期プラン策定の際には明記させていただく。2点目の相談については、今年度から重層的支援体制整備事業を行っている。多職種・多機関と連携しながら個別案件に応じた複合課題への対応を強化するチーム支援体制である。

宮田委員：

1点目は、資料4ページ「2 福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、これは福祉型の入所施設であり、医療型の入所施設が含まれていない。医療型の入所施設にいる方々には地域に受け皿がなく、戻る場所がないことを十分にご理解いただきたい。

2点目は、資料15ページ「2-2 障がいへの理解促進」について、令和6年4月から合理的配慮が事業者にも義務化される。しっかりと啓発を進めていただきたい。

障害福祉サービス推進担当課長：

1点目について、大田区の医療型グループホームとしてPastel Living 鶉の木というグループホームを整備した。施設運営や人材確保等、課題はあると認識しているが、

少しずつ進めていければと考えている。

宮田委員：

Pastel Living 鶉の木は見学させていただいた。日常生活における医療的行為が必要な方たちを受け入れるグループホームであり、基礎疾患がある方や呼吸器が必要な方等へは対応が難しいとのことであった。医療的ケアが必要な重傷者心身障がい者の施設についてもご配慮いただきたい。

障害福祉課長：

宮田委員の2点目、障がいの理解促進については、障害者週間に合わせて区報一面への掲載や、小学4年生児童にパンフレットを配布するなど、様々な媒体を利用し周知啓発に努めている。

また、大田区障がい者差別解消支援地域協議会においても、情報共有を進めているところである。

差別解消法の改正や、民間の事業者も合理的配慮が義務化されることについて、どのような啓発活動が可能か検討してまいりたい。

荒木委員：

資料15 ページ「2-2 障がいへの理解促進」について、令和4年度に「おおたみんなのつどいプロジェクト」が3年間の取組みの初年度として大々的に実施され、12月には区長表彰式も執り行われた。こちらの取組みが掲載されていないのはなぜか。

障害福祉課長：

「おおたみんなのつどいプロジェクト」は令和4年度から6年度にかけて行う事業であり、障がいの理解促進を目的としている。今年度も社会情勢も踏まえながら実施案をお示しし、実行委員の皆さんにお諮りをしていきたいと考えている。

福祉部長：

こちらの資料は、現行プランのモニタリング指標に対する進捗状況を取りまとめたものとなっているため記載していなかった。しかし、重要な取組みであり大きな実績である点については、ご指摘のとおり認識を持っている。

閑製委員：

1点目は、新規の障害者グループホーム整備費補助の申請がゼロというのは非常に残念である。居住支援は極めて重要であり、重度・軽度問わず住まいの確保には苦勞するところである。大田区内のグループホームは増加しているが、重度の方や医療的ケアが必要な方に対応できるグループホームは増えていない。何らかの工夫をし、仕組みづくりを次期プランに盛り込んでいただきたい。

2点目は、障がいへの理解促進について、障害福祉課や福祉管理課と協力し小学校への出張授業などを実施してきた。今年はすでに10校以上の申し込みがあり、手が足りないほどの件数である。障害者権利条約を批准し、去年勧告があったところでもあり、インクルーシブ教育の知名度が上がってきたと思う。教育分野からも積極的に取り組んでいただきたい。

3点目は、ヘルプカードの認知度が上がり、身に着けている方も増えているが、ヘルプカードが裏返ると分かりにくいという指摘がある。何か検討していただければと思っています。

障害福祉サービス推進担当課長：

1点目について、Pastel living 鶉の木は医療的ケアが可能なグループホームとするという条件付きで土地を貸す形で募集をした。現在進行中のグループホームも、重度の方に対応することを条件として区の土地を貸し出す形で募集を行っている。区が直営するだけではない方法の一つとして実施している。今後も実施方法を検討してまいりたい。

障害福祉課長：

2点目の学校教育における障がいの理解促進については、教育委員会と相談していきたい。

3点目のヘルプカードについては、たすけてねカードから始まっており、皆様からご意見をいただきながら作り上げてきた。内容については、ご指摘を踏まえて検討してまいりたい。

川崎委員：

学校教育について、精神障がい者の場合はいじめや不登校から精神疾患を発症することにつながることもあるため、ぜひとも小学校の高学年や中学校くらいの生徒を対象として、理解促進の教育プログラムを大田区で実施していただきたい。

(2) 令和4年度大田区障がい者実態調査の結果について

資料2 令和4年度 大田区障がい者実態調査結果報告書【概要版】について、事務局から説明

石渡会長：

若い方の回答が多かったということだが、Web 調査が影響したのだろうか。Web 回答件数がどれくらいなのか。

障害福祉課長：

調査期間を11月とし連休に回答いただけるようなスケジュールで実施したため、回答率が上昇したと考えている。

Webでの回答率については、有効回答数2,993件の内16.3%のWeb回答があった。18歳以上では13.9%、18歳未満では20.8%、事業所は31.0%となっている。令和元年度の実態調査時のWeb回答率12.6%よりも、回答率はあがっている。

石渡委員：

若い方のほうがWebでの回答率が高いことが分かる。回答率などの数字を明確にすることは、今後回答率をあげるのに有意義だと思う。

星山委員：

今回初めて点字によるアンケート調査が作られたことについて、当事者の一人として感謝申し上げます。視覚障がい者の回答数をお教えいただきたい。

障害福祉課長：

視覚障がい者の回答数については別途回答させていただきたい。

※視覚障がい者の回収数について：

18歳以上では400件配布し201件回収（回答率50.2%）

18歳未満では17件配布し10件回収（回答率58.8%）

宮田委員：

実態調査の設問「サービスを利用しやすくするために必要だと思うこと」について、「事業所を選べるように、わかりやすい説明や情報提供があること」という回答が22.8%であった。どこの事業所がどのようなサービスを実施しているのかが分かりやすいようホームページなどの情報発信を工夫してもらいたい。

障害福祉課長：

障がい福祉のあらましやホームページの構成を進めているところであり、分かりやすい情報発信のため工夫してまいりたい。

（3）次期「おおた障がい施策推進プラン」の策定について

資料3 次期「おおた障がい施策推進プラン」の策定について、事務局から説明

星山委員：

1点目は資料2ページ「2 基本指針の見直しについて」のうち、「地域共生社会の実現に向けた取組」に関連して、これまでの既存事業の補助金が重層的支援体制整備交付金に一本化されたことによって、障がい分野の予算が減少し、サービスの質が低下するのではないかと心配しているが、その点いかがか。

2点目は、発達障がいと精神障がいのことである。東京都ペアレントメンターの講演会がコロナ禍の影響で未実施だった。メンタリングシステムは家族支援にとっても重要である。オンラインでも構わないので支援を続けてほしい。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてだが、精神障がい者のみを対象とせず区民全体を対象としてメンタルヘルスリテラシーの向上を図るような取組みをしてはどうだろうか。発達障がいや精神障がいは、理解し受け入れるための基礎・基本が重要だと考える。

3点目は、資料2ページ「基本指針の見直しについて」のうち「障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進」に関連して、大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例が主に聴覚障害者が対象としているように見受けられる。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行も受け、DXなども取り入れた具体的な取組みの実施を希望する。

福祉支援調整担当課長：

1点目の重層的支援体制整備事業交付金については、予算上は一括計上でいいことになっているのはご指摘のとおりであるが、今年度については、昨年度とほぼ同等の額を計上している。重層的支援体制整備事業を本格的に実施した自治体にはさらに予算が付加されることとなっている。

障がい者総合サポートセンター次長：

2点目のペアレントメンターの講座について、大田区ではメンターの登録をしている方が2名に留まっている。事業として組み立てていくため、引き続き情報収集に努めてまいりたい。

健康づくり課長：

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムだが、精神保健に課題を抱えている人も対象としており、対象者を広く捉えている。体制づくりについては今後も検討してまいりたい。

福祉部長：

福祉部としても、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に加えて、障害手帳の有無に関わらず地域で支え合えるようなメンタルヘルスリテラシーの向上が必要と考えているところである。その内容を含めてプランの中に活かしてまいりたい。

川崎委員：

精神障がい者の相談窓口が福祉の対象にもなったことから、相談窓口が充実していくことを期待している。

障害福祉課長：

星山委員の3点目の基本指針の「障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進」については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」などを踏まえて、次期プランの策定に反映させていきたいと考えている。

福祉部長：

「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」については、手話が言語であるということに加え、聴覚障がいに限らず、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図ることを目的とした条例であり、聴覚障がいの方だけの条例ではないということご理解いただければありがたい。

星山委員：

大田区の窓口の方が、条例の対象者が聴覚障がい者だけであると認識しているようであるが。

障害福祉課長：

そのようなご案内があったとすれば、この場をお借りしてお詫び申し上げたい。条

例の趣旨としては、福祉部長から申し上げた通り、聴覚等に限らず、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図ることである。今後はそのような趣旨を踏まえて推進して参りたい。

星山委員：

この条例は非常にわかりにくいし、解釈が違ったりしている。条例の一部改正等をお願いしたい。

### 3 閉会

以 上